

令和6年度答申第53号
令和6年11月21日

諮問番号 令和6年度諮問第56号（令和6年10月30日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 職業訓練受講給付金不支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当とはいえない。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）7条1項の規定に基づく職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の支給の申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A公共職業安定所長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 求職者支援法7条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（以下「認定職業訓練等」という。）を特定求職者が受けることを容易にするため、国が当該特定求職者に対して、給付金を支給することができる旨規定し、同条2項は、給付金の支給に関し必要な基準

は、厚生労働省令で定める旨規定する。

- (2) 厚生労働省令である職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号。以下「求職者支援規則」という。）11条1項は、職業訓練受講手当は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（原則、訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切った個々の期間）において同項各号のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について支給する旨規定し、同項7号は、実施日が特定されていない科目を含む認定職業訓練等にあつては、当該認定職業訓練等を行う者が定める時間数当該認定職業訓練等を受講していること（ただし、やむを得ない理由により受講しなかった時間数がある場合（中略）にあつては、当該認定職業訓練等を受講した時間数の当該認定職業訓練等を行う者が定める時間数に占める割合が100分の80以上であること）を掲げている。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 特定求職者である審査請求人は、令和5年11月27日、認定職業訓練を開始した。当該訓練は、「B科（eラーニング）」（以下「本件訓練」という。）であり、訓練期間は、同日から令和6年5月26日までであった。

（就職支援計画書）

- (2) 審査請求人は、本件訓練において令和5年12月23日（土曜日）に受講することとされていた対面指導について、自身の希望により受講日を変更して、同月19日（火曜日）に同月23日と同様の内容の対面指導を受講し、同日の対面指導は受講しなかった。

（職業訓練受講給付金支給申請書、主張書面）

- (3) 審査請求人は、令和5年12月28日、処分庁に対し、本件訓練に係る令和5年11月27日から同年12月26日までの給付金支給単位期間（以下「本件支給単位期間」という。）について本件申請をした。

（職業訓練受講給付金支給申請書）

- (4) 処分庁は、令和6年1月4日、本件申請に対し、「やむを得ない理由以外で求職者支援訓練等を欠席し、全ての実施日に出席していなかったため」との理由を付して、本件不支給決定をした。

（職業訓練受講給付金不支給決定通知書）

(5) 審査請求人は、令和6年1月16日付けで、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(6) 審査庁は、令和6年10月30日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

今回欠席扱いとされた対面指導について、土曜日の対面指導を平日に変更希望したのは私自身だが、どうしても平日でないとだめというわけではなく、もし変更可能ならできれば良いと思った程度だった。そのため、ハローワークに確認した際に、変更不可との回答をもらっていれば、変更する必要もなく、土曜日に受講していた。

電話でハローワークの担当官より変更可能と聞いたため、その日に令和5年12月23日以降の対面指導の授業全日程を火曜日に変更したが、同日の対面指導が欠席扱いとなり給付金が不支給となったのは納得できない。また、ハローワークの担当官が、電話でのやり取りを記録に残しておらず、その会話すら知らないと言うのは納得できない。

(審査請求書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

1 求職者支援規則の規定を受けて、本件不支給決定当時の給付金の支給に係る具体的な取扱いについては、求職者支援制度業務取扱要領（「求職者支援制度業務取扱要領」の改正等について（令和5年12月8日付け職発1208第1号、開発1208第1号職業安定局長・人材開発統括官連名通達）別添。同日施行。以下「求職者支援要領」という。）において規定されている。

eラーニングコース等実施日が特定されていない科目を含む求職者支援訓練等の給付金の支給要件については、求職者支援要領10041（1）へにおいて、求職者支援規則11条1項7号と同旨規定されている。

また、求職者支援要領10042（2）トにおいて、認定職業訓練等を受講しなかったことの「やむを得ない理由」については、「当該特定求職者本人の疾病又は負傷のため。」などと規定されており、求職者支援要領10042（2）チ（イ）から（ニ）に示されている証明書類を必須の添付書類として求めて行くと規定されている。

さらに、求職者支援要領10042(2)リ(イ)において、受講手当の支給要件に係る出席要件のうち認定職業訓練等の実施日について、「インフルエンザ等に感染した場合等」などは、訓練実施日から除外できることが規定されている。

- 2 審査請求人は、本件支給単位期間における実施日が特定されている科目の「対面指導」において、実施日が令和5年12月23日の対面指導を、配偶者の休日を考慮し、一人でゆっくり集中して受講できるようにという理由で欠席したことから、やむを得ない理由による欠席とは認められない。また、審査請求人の欠席理由は、「訓練実施日から除外する場合」には該当しないと判断する。

そのため、審査請求人について、給付金の支給要件の一つである出席要件を満たしているとは判断できないことから、処分庁は、給付金の支給要件を満たしていないものとして本件不支給決定を行った。

- 3 以上により、本件申請については、求職者支援規則11条に定める給付金の支給要件を欠くことから、処分庁が行った本件不支給決定は正当なものであり、本件審査請求には理由がないから、棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 本件では、本件審査請求から本件諮問までの期間は約9か月半であるが、反論書の提出期限の徒過(令和6年5月9日)から審理員意見書の提出(同年8月29日付け)までに約4か月弱もの期間を要している。審査庁においては、手続の迅速化を図ることが求められる。
- (2) 上記で指摘した点以外には、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

- 2 本件不支給決定の適法性及び妥当性について

実施日が特定されていない科目を含む認定職業訓練等について給付金の支給を受けるためには、認定職業訓練等を行う者が定める時間数当該認定職業訓練等を受講していることが原則として求められている(求職者支援規則11条1項7号本文)ところ、本件においては、審査請求人は、本件支給単位期間における訓練実施日のうち、令和5年12月23日の訓練を欠席したものとして、不支給決定がなされたものである。

しかしながら、審査請求人は、令和5年12月23日の訓練について受講日を変更したものの、同日に行われる予定であった訓練内容(対面指導)は同月

19日に実施されているのであるから、同月23日の訓練を欠席したとして、定められた時間数訓練を受講しているとの要件が欠けているとするのは不合理である。

求職者支援制度は、訓練受講を通じて求職者を就職に結び付けていくことを目的とするものであり、訓練は、その期間中の一貫したプログラムに沿って実施されるものであって、これを全て受講することによってその成果が上がるものであることが、定められた時間数訓練を受講していることを給付金支給の要件の一つとした趣旨と考えられる。

本件においては、審査請求人は、本件支給単位期間における訓練プログラムの全てを受講しているのであるから、定められた時間数訓練を受講していることを給付金支給の要件とした趣旨に照らしても、令和5年12月23日の訓練を同月19日に変更したことにより同月23日を欠席と扱うのは不合理といわざるを得ない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	下	井	康	史